○大玉村子ども・子育て会議条例

平成25年12月16日

条例第22号

(設置)

第1条　子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、大玉村子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条　会議は、法第77条第1項各号に規定するもののほか、村長の諮問に応じて本村の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。

2　会議は、前項に規定する重要事項に関し、村長に答申し、又は意見を述べることができる。

(組織)

第3条　会議は、委員20人以内をもって組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する

(1)　法第6条第2項に規定する保護者

(2)　法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3)　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4)　子ども子育て支援に関心を持つ村民

(5)　前項に掲げる者のほか、村長が必要と認める者

(任期等)

第4条　委員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

2　補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条　会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2　会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条　会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2　会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによ

る。

4　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条　会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条　この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、村長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。